

平成 30 年 3 月 28 日

海事局海洋・環境政策課

「先進船舶導入等計画」初の認定！

～LNG燃料船の導入促進に向けて～

国土交通省は、株式会社大島造船所と日本郵船株式会社から共同で申請のあった「先進船舶導入等計画」を認定しました。制度創設後、初めての計画認定です。

海上運送法により、昨年10月から開始している先進船舶導入等計画認定制度は、IoT等を活用した安全性の高い「IoT活用船」や液化天然ガス等の環境に優しい代替燃料に対応した「代替燃料船」に関する研究開発・製造・導入についての計画に対して認定を行うことにより、個々の会社が行き届くには、困難な技術の普及を複数社で一体的に取り組むことを推進し、安全性の向上や環境負荷の低減に資する船舶の普及を目指すものです。（制度の概要は別紙1のとおり）

今般、株式会社大島造船所及び日本郵船株式会社より、LNG燃料船の研究開発に関する計画（概要は別紙2のとおり）の認定申請があり、内容を審査した結果、制度創設後初めて計画の認定を行いました。

今後、認定された計画に基づいて行われる研究開発により、LNG燃料船の導入促進が図られることが期待されます。国土交通省としても、LNG燃料船の普及促進に引き続き努めて参ります。

先進船舶導入等計画の申請は随時受け付けております。

申請書類等の詳細については、以下のホームページよりご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk7_000022.html

＜お問い合わせ先＞

海事局 海洋・環境政策課 貴島、中野

（代表）03-5253-8111（内線）43-952、43-954

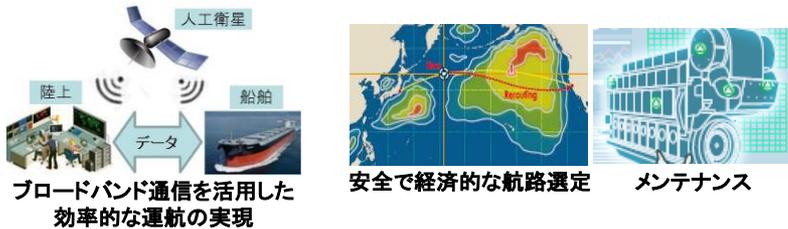
（直通）03-5253-8614（FAX）03-5253-1644

- 海上運送法を改正し、**先進船舶の導入等を促進するための計画認定制度を創設**
(2017年4月公布、10月1日施行)
- 船主、船舶運航事業者、造船事業者、船用機器メーカー、通信事業者、荷主、LNG燃料供給事業者といった多様な関係者が、先進船舶導入等計画を作成し、国土交通大臣の認定を得ることにより、先進船舶の導入促進を図る

先進船舶

運送サービスの質を向上させることができる船舶

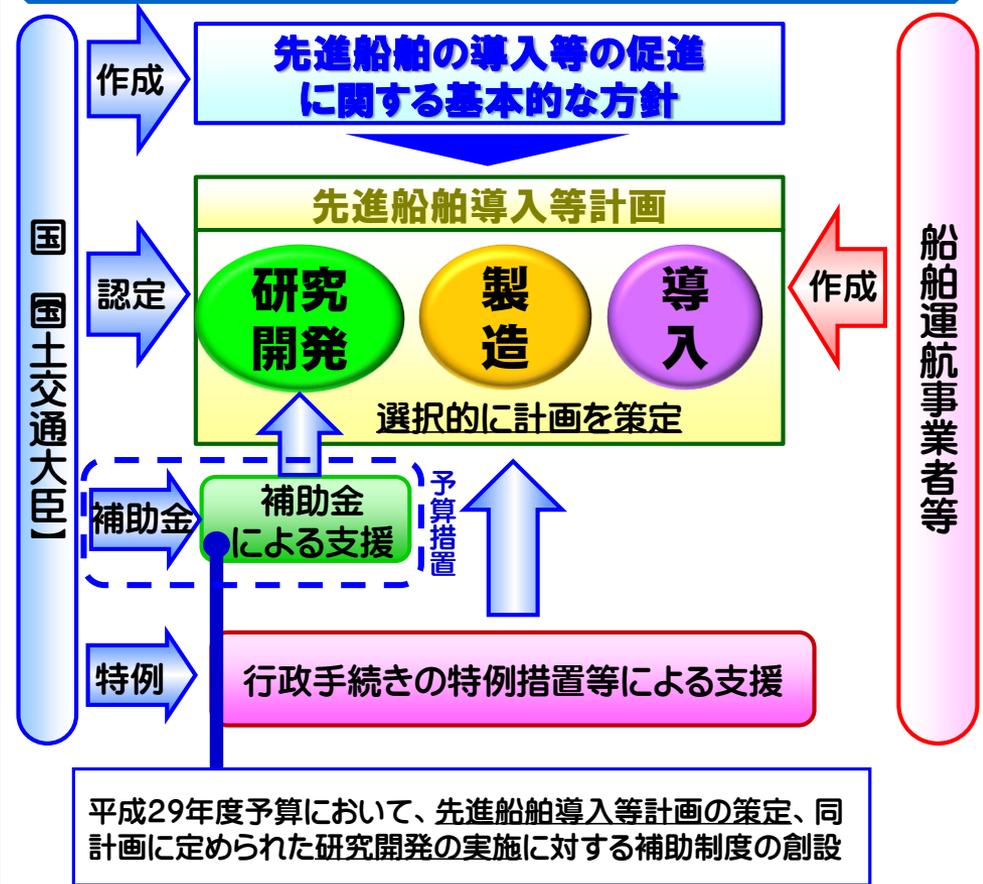
○海上ブロードバンド通信技術その他の先進的な技術を搭載した船舶 ⇒ **運航の効率化**



○石油に比べてクリーンな燃料である天然ガスを燃料とする船舶 ⇒ **環境負荷低減**



先進船舶導入等計画認定制度



＜認定した先進船舶導入等計画の概要＞

計 画 名

「LNG を主燃料とする、ポストパナマックス型バルクキャリアの研究開発計画」

事 業 者

「株式会社大島造船所、日本郵船株式会社」

計画期間

「平成 30 年 4 月～平成 34 年 3 月（4 ヶ年）」

概 要

「環境負荷低減に大きく貢献できる「LNG 燃料船」に関する研究開発の計画。」

- ・ LNG 燃料タンクの配置を工夫することにより、貨物スペースを損失しない新たな居住区の構造を開発（図 1、2）。
- ・ 従来の船舶と比べて工期が長い LNG 燃料船の工期の 20%短縮を目標に、機器配置や配管工事に関する研究開発を実施。

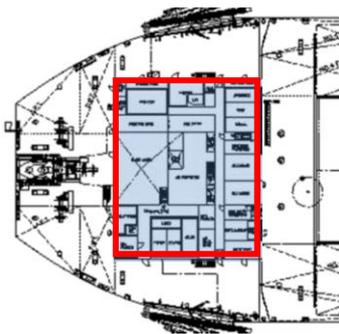


図 1：従来の居住区配置

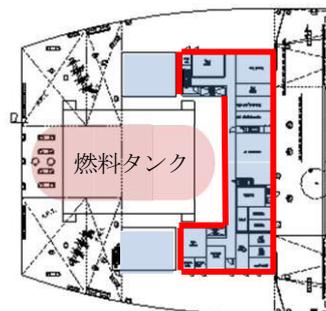


図 2：新たな居住区配置

